

# CAN DO

第30号

## “可能性への挑戦”

金田会計事務所通信



### 【 いい気になるな！ 】

仏教評論家のひろさちや氏はマンションの上の階の住人が鳴らすピアノの騒音に対して二人の息子と呼び、どう思うかと問いました。彼は「自分は仏教徒としてこれを耐える」ことを述べたと言っています。ストレスに弱く、権利意識が強くなった現代人にとっては仏教的修行ととらえるのは難しいことだと思います。人に害を与えることの云々についての問題にしているのではありません。二人の息子に常に何を大事にして自分は生きるのかを教えたのだと私には思えたのです。

人は失敗を他人のせいにしがちですが、成功は他のお陰にはしません。さらにはうまくいっていると自分の実力ややり方に対する過信が生まれます。ただそれはその時の環境や状況がよかっただけなのかもしれません。状況が急変するとすべてが逆回りして右往左往してしまうかもしれません。なんとか挽回しようと策を弄するが、小手先のことだと決してうまくいかないものです。

**「正攻法で行くべきだ！」**不安に駆られて暗闇を手探りで行くような状態に陥った時に先輩から受けたアドバイスです。確かに自分が本来果たすべき使命から考え直すとそういう結論に達します。特殊な裏技だとか、不可能を可能にするという書物があるとか世の中にはあっと驚くようなものがあるのではないかと思われがちです。実際、節税にかぎってだけのうわさや本だけでもたくさんあります。仕事柄、本は書店でほとんどチェック（立ち読みです）しますがあたりまえのことを仰々しいタイトルで書いてあるだけです、裏技師も具体的に詰めてゆくとしどろもどろです。

仕事が順調であることは良いことではありますが、それがすべてではありません。調子に乗ると必ず「いい気になるな！」というお叱りが様々な現象を通じて上からやってくるように思えます。良かろうが悪かろうが、常にぶれない自分こそが大事なのであり、そう考えると腹が座ります。さて正攻法で行く覚悟ができたのでしょうか！



# 平成25年度税制改正大綱成り!!

昨年末に行われた総選挙の影響により一ヶ月遅れで、「平成 25 年度税制改正大綱」がやっと決定されました。来年 4 月からの消費税の引き上げを前提とした富の創出と格差是正がテーマになった税制大綱のポイントの注目部分を紹介します。



## 【所得税の最高税率の見直し】(増税)

平成 27 年度分以降の所得税については課税所得金額が **4,000 万円超**に対して **45%の税率** (従来の最高税率は 40%) を新たに設ける。

## 【相続税の基礎控除の引き下げと税率構造の変更】(増税)

- ① **相続税の基礎控除額**を  $(5,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数})$  から  $(3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数})$  へと縮小。
- ② 相続税の税率見直し(以下)

《現行》

|        |     |
|--------|-----|
| 3 億円以下 | 40% |
| 3 億円超  | 50% |

《改正》

|        |     |
|--------|-----|
| 2 億円以下 | 40% |
| 3 億円以下 | 45% |
| 6 億円以下 | 50% |
| 6 億円超  | 55% |



この改正は平成 27 年 1 月 1 日以後の相続税について適用します。

## 【贈与税の税率構造の見直し】(増税、減税)

平成 27 年度分以降の贈与税については**最高税率を 50%から 55%に引き上げる**とともに直系尊属(父母や祖父母)からの贈与については若干有利になるように見直します。

① 《直系尊属からの贈与》

|                             |            |
|-----------------------------|------------|
| 200 万円以下                    | 5%         |
| 200 万円超 <b>400 万円以下</b>     | 15%        |
| 400 万円超 <b>600 万円以下</b>     | 20%        |
| 600 万円超 <b>1,000 万円以下</b>   | 30%        |
| 1,000 万円超 <b>1,500 万円以下</b> | 40%        |
| 1,500 万円超 <b>3,000 万円以下</b> | 45%        |
| 3,000 万円超 <b>4,500 万円以下</b> | 50%        |
| <b>4,500 万円超</b>            | <b>55%</b> |

《一般の贈与》

|                      |            |
|----------------------|------------|
| 200 万円以下             | 5%         |
| 200 万円超 300 万円以下     | 15%        |
| 300 万円超 400 万円以下     | 20%        |
| 400 万円超 600 万円以下     | 30%        |
| 600 万円超 1,000 万円以下   | 40%        |
| 1,000 万円超 1,500 万円以下 | 45%        |
| 1,500 万円超 3,000 万円以下 | 50%        |
| <b>3,000 万円超</b>     | <b>55%</b> |

## ② 教育資金の一括贈与の非課税特例

30歳未満の子や孫への教育資金を金融機関に信託等による贈与については **1,500万円** (学校以外の支出の場合は500万円) **を非課税**とする。

平成25年4月1日から平成27年12月31日までに拠出されたものに限る。



## 【交際費課税の拡充】(減税)

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度については **資本金1億円以下の中小法人の交際費については800万円までを全額損金算入**することを認める。

## 【雇用促進税制の拡充】(減税)

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度において **青色申告法人**が国内の役員以外の雇用者に対して支給する給与金額が **基準雇用者給与等支給額**に対して **5%以上増加**した場合、その **増加額の10%**を当期の法人税額の10% (中小企業者は20%)を限度として **税額控除**することができる。(所得税についても同様)



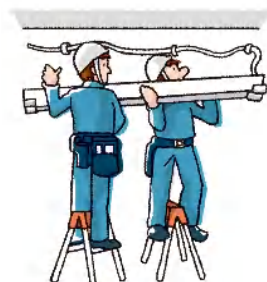
※基準雇用者給与等の支給額とは適用開始事業年度の前年分の給与等支給額をいい、適用する各事業年度の給与等支給額は前年分を下回らないこと等を要件とします。また、従来の雇用促進税制の税額控除についても雇用者増加 **1人当たり20万円から40万円に引き上げ**られます。

## 【中小企業等の設備投資促進税制の創設】(減税)

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度において **青色申告中小法人**が商工会議所等の **経営改善指導等**を受けて行う **設備投資**については設備取得価額の **30%の特別償却**または **7%の税額控除** (法人税額の20%を限度)が適用できる。

※対象設備は1台 **30万円以上の器具備品**又は **60万円以上の建物付属設備**

## 【生産等設備投資促進税制の創設】(減税)



平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度 (設立事業年度を除く)において **青色申告法人**が当期の国内における生産等設備の取得価額の合計額が当期の減価償却額、及び前期の国内生産等設備の取得価額の110%を超える場合は生産等設備のうち機械についての取得価額の **30%の特別償却**または **3%の税額控除** (法人税額の20%を限度)が適用できる。

## 【研究開発税制の拡充】(減税)

平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において青色申告法人が行う試験研究費の税額控除については税額控除限度額が法人税額の **20%から30%に拡充**されます。

## 【事業承継税制の抜本的見直し】(減税?)

非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度については利用が進んでいないため要件の緩和と手続きの軽減、簡素化が行われます。これでかなり使い易くなりそうなので要チェックです！

- ① 継続雇用要件: 毎年 8 割以上を維持 ⇒ **5 年間で平均 8 割以上を維持**に
- ② 親族後継者への相続・贈与 ⇒ **親族以外**でも適用
- ③ 先代経営者(贈与者)の取締役退任 ⇒ **代表者**を退任に(給与支給も OK)
- ④ 経済産業省への**事前認定制度の廃止**
- ⑤ 相続税の申告書、継続届出書等への**添付書類の簡素化**

※ 平成 27 年 1 月 1 日以降の相続税・贈与税について適用されます。



## 【その他の関連税制】

☆相続税の小規模宅地の軽減特例(**特定居住用を 330 m<sup>2</sup>に拡大**し、**特定事業用と併用可能**に(平成 27 年 1 月 1 日以降))

☆相続精算課税制度の**贈与者年齢要件を 60 歳**に(平成 27 年 1 月 1 日以降)

☆相続税の未成年者控除、障害者控除を拡大(平成 27 年 1 月 1 日以降)

☆住宅ローン控除を平成 29 年 12 月 31 日まで**延長**(借入限度額 4,000 万円)

☆上場株式等の配当等及び譲渡所得等の**少額投資非課税制度の創設**と公社債等を申告分離課税に変更

等々



気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。



金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町 3 丁目 4 番 5 号 本丸田ビル 3 階  
TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329  
E-Mail : info@kaneda-kaikei.com URL : http://kaikei.asia/